

社会保障・税一体改革素案に係る検討事項について（案）

1. 地方消費税収の使途の明確化について

引上げ分の地方消費税の社会保障財源化の必要性には理解をいただくとともに、「地方の社会保障に要する費用に広く充てるとすべきである。」等の意見をいただいたところ。

このため、引上げ分の地方消費税収については、地方の意見等を踏まえ、社会保障財源化を図ることとし、具体的な法律の規定については、今後、調整する。

2. 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分について

引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行どおり1：1とし、都道府県は、清算後の地方消費税収の2分の1を市町村に交付する。

3. 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準について

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口によりあん分して交付する。

（注）現行分の交付基準（人口：従業員数=1：1によりあん分）は変更しない。